

釧路地域インバウンドマーケティング強化事業委託業務 企画提案指示書

1 委託する業務名

釧路地域インバウンドマーケティング強化事業委託業務

2 事業目的

釧路地域において外国人観光客の趣向と比較した観光コンテンツの適応状況の調査を行い、調査結果を踏まえたターゲット国・地域の選定や当該国・地域の観光関係者による管内視察等を行うことにより、外国人観光客に対応するための観光資源の磨き上げを行う。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年(2027年)3月31日(水)まで

4 委託業務の内容

(1) 管内観光コンテンツの調査分析

管内の観光施設等を対象として、外国人観光客の受入状況や受入拡大に向けた課題・対策等を把握するための調査・分析を行う。

ア 調査箇所

管内の観光施設、道の駅、土産店等

イ 調査箇所数

約100カ所（釧路市内：約30カ所、他町村：約10カ所を目安とする）

ウ 調査項目

施設概要、顧客層、滞在時間、価格帯、受入拡大に向けた課題 等

エ 調査方法

現地ヒアリングやWEB調査 等

(2) 取組強化すべきターゲット国・地域の設定

上記(1)で得られた情報を元に、今後、釧路地域における誘客促進策を検討すべき相手国・地域について理由を付して設定する。

ア 設定数

3か国・地域

(3) 市町村等との連携による国際チャーター便等の誘致に向けた取組

上記(2)で設定した国・地域を対象として、管内市町村等との連携により、釧路空港への国際チャーター便等の誘致に向けた取組を行う。

ア 対象国（地域）数

上記(2)で設定した国・地域から1か国・地域

イ 国際航空会社等へのトップセールスの実施

釧路空港への国際チャーター便等の就航に受けた要請や観光資源のPR等を実施する。

(ア) 要請先・数

海外の航空会社や旅行代理店等 2社以上

ウ 海外観光関係者ファムトリップの実施

釧路地域を周遊する観光ツアーの造成やFIT向け情報発信の強化のため、海外の観光関係者を招へいし、管内の観光資源等を紹介する視察ツアーを実施する。

(ア) 招へい者

海外の航空会社や旅行代理店等

(イ) 招へい人数

2名以上

(ウ) 視察場所

管内の観光施設、交通機関 等

(エ) 視察日程

海外からの移動日を含め4泊5日以上

(オ) 視察箇所数

10カ所程度（うち5カ所程度で観光施設の体験会を行うこと）

(カ) 意見交換会

視察終了後に取りまとめのための意見交換会を実施すること。

(4) 成果品の納品

本業務の実施結果について、次の成果物を提出すること。

ア 事業実施報告書

(ア) 紙媒体（A4サイズ、カラー） 1部

(イ) 電子媒体（CD-RまたはDVD-R） 1枚

※電子媒体に収録するデータは、編集が可能なソフトウェア（Microsoft Word、Excel、PowerPoint）を使用し作成すること。

5 プロポーザル参加資格

(1) 複数の企業等（法人及び個人を含む）による連合体（以下「コンソーシアム」という）又は、単体企業等であること。

(2) コンソーシアムの構成員及び単体企業等は、次のいずれにも該当すること。

ア 道内に本社又は事業所等を有する法人若しくは道内に住所を有する個人、又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）に基づく特定非営利活動法人、その他の法人又は法人以外の団体等であって、委託業務を的確に遂行する能力を有する者であること。ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体を除く。

イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の各号に掲げる者でないこと。

ウ 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

エ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

オ 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

カ 暴力団関係事業者等でないこと。

キ 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

- (ア) 道税（個人道民税及び地方消費税を除く。以下同じ）
- (イ) 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く）
- (ウ) 消費税及び地方消費税

ク 次に掲げる届出の義務を履行していない者でないこと。（当該届出の義務がない場合は除く。）

- (ア) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出
- (イ) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出
- (ウ) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第7条の規定による届出

ケ コンソーシアムの構成員が単体企業又は他のコンソーシアムの構成員として参加する者でないこと。

(3) コンソーシアムにおいては、(2)の要件の他、次のいずれの要件も満たすこと。

- ア コンソーシアムを構成する企業間に明確な契約が存在すること。
- イ 北海道から委託を受けた事業が完了した日の属する年度の終了後5年間、会計帳簿等の関係書類の保存について責任の所在が明確であること。

6 道施策との適合性に関する事項

(1) 北海道働き方改革推進企業認定制度及び障がい者雇用

道が実施している「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定及び「障がい者就労支援企業認証制度」の認証を受けている場合は、該当の認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る認定書（写し）や認証書（写し）を提出すること。

(2) パートナーシップ構築宣言

国が実施している「パートナーシップ構築宣言」を宣言している場合は、該当の宣言書（写し）を提出すること。なお、コンソーシアムの場合は、各構成員に係る宣言書（写し）を提出すること。

7 予算上限額

委託料 10,132千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

※なお、本業務は令和8年北海道議会第一回定例会の議決前であるため、議決結果によっては委託業務の内容及び積算上限額について、変更する場合又は事業が中止になる場合があり、その場合は、道と提案者の双方の協議により提案内容の変更又は契約を行わないことがあることに留意すること。

8 応募手続等について

参加希望者は、次のとおり参加表明書及び企画提案書を提出すること。

(1) 参加表明書の提出

ア 提出書類

- (ア) 参加表明書
- (イ) 申出書
- (ウ) 誓約書
- (エ) 道内に営業拠点を有していることがわかる資料（登記事項証明書等（写し可））
- (オ) 税を滞納している者でないことがわかる証明書

(道税の納税証明書(写し可)、消費税及び地方消費税の納税証明書(写し可))

(カ) コンソーシアムにあっては、協定書の写し

(キ) 次に掲げる社会保険等の届出義務を履行している事実を証する書類

(届出義務がないものについては、社会保険等適用除外申出書(別記第20号様式))

・健康保険法(大正11年法律第70号)第48条の規定による届出

・厚生年金保険法(昭和29年法律第115号)第27条の規定による届出

・雇用保険法(昭和49年法律第116号)第7条の規定による届出

以下、該当する場合

(ク)「北海道働き方改革推進企業認定制度」の認定書(写し可)

(ケ)「障がい者就労支援企業認証制度」の認定証(写し可)

(コ)「パートナーシップ構築宣言」の宣言書(写し可)

(カ)「ゼロカーボン・チャレンジャー」の宣誓書(写し可)

イ 提出部数

1部

ウ 提出期限

令和8年(2026年)3月6日(金)17時00分(必着)

エ 提出場所

〒085-8588 釧路市浦見2丁目2番54号

北海道釧路総合振興局産業振興部商工労働観光課観光振興係

電話:0154-43-9182(直通)

オ 提出方法

持参又は郵送(必着、郵送は簡易書留に限る)

(2) 企画提案書の提出

ア 提出書類

(ア) 企画提案書は別添の様式に基づき、A4版タテの規格で作成し、提出すること。

(イ) 文章を補完するために、写真やイラスト等を使用しても構わない。

ただし、社名やロゴなど提案者が特定できるような図柄は入れないこと。

イ 提出部数

6部(1部は提案者名を記載したもの、残り5部は提案者名を記載せず、文中にも提案者名を記載しないよう注意すること)

ウ 提出期限

令和8年(2026年)3月17日(火)17時00分(必着)

エ 提出場所

7の(1)エに同じ。

オ 提出方法

7の(1)オに同じ。

9 企画提案の審査基準

企画提案は、次の事項について審査し、総合的に判断する。

(1) 業務遂行能力

- ア これまでの事業実績等から、業務を着実に遂行することが期待できるか。
- イ 業務スケジュール含め、全体的な処理能力に問題はないか。
- ウ 業務の実施のため十分な人員体制を構築できるか、役割分担が明確にされているか。
- エ 管内の自治体や関係団体との協力・連携関係が確保されているか。
- オ 事務処理にあたって、道との連携に十分に着意した体制となっているか。

(2) 企画提案の内容

- ア 管内観光コンテンツの調査分析について、対象施設等は種類に偏りがなく、数も十分であり、有効な場所が選択されているか。
- イ 管内観光コンテンツの調査分析について、調査項目は、今後取組強化すべきターゲット国の設定にあたり有効な情報を得られる内容となっているか。
- ウ ターゲット国の設定について、根拠に矛盾がなく、今後、釧路地域への外国人観光客の誘客促進が十分可能な国（地域）が選択されているか。
- エ 国際航空会社等へのトップセールスの実施について、管内市町村や関係団体等との連携が図られている内容となっているか。
- オ 国際航空会社等へのトップセールスの実施について、訪問先は国際チャーター便等の誘致に向けて効果が期待できる相手方となっているか。
- カ 海外観光関係者ファムトリップの実施について、管内市町村や関係団体等との連携が図られている内容となっているか。
- キ 海外観光関係者ファムトリップの実施について、視察場所や意見交換会の開催内容など、国際チャーター便等の誘致に向けて効果が期待できるものとなっているか。

(3) 道施策との適合性

- ア 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における4つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定、ホワイト認定）のいずれかに該当しているか。
- イ 「北海道働き方改革推進企業認定制度」における3つの認定グレード（ゴールド認定、シルバー認定、ブロンズ認定）のいずれかに該当し、同制度の評価基準にある「障がい者就労支援企業認定制度」（保健福祉部障がい者保健福祉課実施）の一定以上の認証ポイントを取得しているか。
- ウ 国が創設した「パートナーシップ構築宣言」を宣言しているか

10 企画提案書に関するヒアリング

- (1) 提出された企画提案書についてヒアリングを行い、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。
- (2) 企画提案書を提出した者が5者を超えた場合は、書類選考の上、ヒアリング対象者を5者以内とする。
- (3) ヒアリングの実施日時、場所及び企画提案の採否（ヒアリング結果）については、別途、文書により通知する。
- (4) 参加表明者が期日までに企画提案書を提出しない場合は又は企画提案書のヒアリングに出席しない場合には、企画提案の意思がないものとみなす。

11 契約手続き

特定者を見積書徴取の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

12 契約についての留意点等

(1) 契約書・仕様書等の作成

選定された事業の内容・規模等については、選定された企業・団体等と担当課等の間で事前に協議し、契約書等を作成する。ただし、場合によっては、双方で確認の上、提案内容に修正・変更を行うことがある。その後、見積もりを徴する随意契約を行い、道が設定する予定価格の範囲内で契約を締結する。

(2) 委託事業により生じた特許権等の知的財産権

原則として委託元である道に帰属する。

(3) 守秘義務

ア 受託者及びその職員は、本業務において知り得た情報について他に漏らさない義務を負う。

イ 受託事業者が道内他自治体を行う同種事業を合わせて受託した場合、本事業で取扱う個人情報については、個人情報保護法第69条第2項第1号の規定により、あらかじめ申請者の許可を得た内容に限り、道内他自治体が行う同種事業の事務処理に活用できるものとする。

なお、詳細については道と協議の上、決定する。

13 再委託の禁止

(1) 再委託は原則として禁止する。ただし、一定の要件を満たす場合は、例外的にその一部を再委託することができる。

(2) 次のような場合は、再委託を認めないものとする。

ア 委託業務をそのまま全部再委託する場合

イ 委託業務の主要な部分を再委託する場合

(3) 委託業務の適正な履行を確保するため、再委託の必要があると認められるものであって、次の要件を満たす場合は、再委託を承諾することができる。この場合においては、受託者はあらかじめ再委託させようとする第三者の商号又は名称及び住所、再委託する業務の範囲、再委託する理由及び必要性等を記載した書面を提出すること。なお、変更がある場合には、遅滞なく、変更の届出を提出すること。

ア 再委託させようとする第三者に受託者の総合的な管理・指導が及ぶとともに、技術的、経済的能力から判断して、再委託させても契約の履行を確保するのに支障を来さないとき。

イ 再委託することに合理的な理由があるとき。

ウ 再委託することにより、当該受託者を選定した理由に矛盾が生じるものでないとき。

(4) 再委託を予定している場合は、企画提案書に予定している再委託の内容（業務内容、必要性、契約金額予定、再委託先への管理・指導体制、再委託先の履行実績、組織体制等）を記載すること。

14 その他

(1) 参加表明書及び企画提案書の作成及び提出に要する経費は、参加事業者の負担とする。

(2) 企画提案の採否については、文書で通知する。

(3) 参加表明書の提出があっても、企画提案書を期日までに提出しない場合は、企画提案に参加の意思がないものとみなす。

なお、参加表明書の提出後に不参加を決定した場合は、企画提案書の提出期日までに7の（1）エに連絡すること。